

奈良県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和六年八月二十七日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
宇治歯科医院	生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一番四五号	令和五年一月九日
クリニックせんざい	天理市杉本町一七五番地六	令和六年七月一日